

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月26日
【会社名】	株式会社エディオン
【英訳名】	EDION Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 久保 允誉
【本店の所在の場所】	広島市中区紙屋町二丁目1番18号
【電話番号】	(082)247-5111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 梅原 正幸 (同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は下記の場所で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島一丁目5番17号
【電話番号】	(06)6440-8711(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 梅原 正幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,991,277,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エディオン 東京支店 (東京都千代田区外神田一丁目2番9号) 株式会社エディオン 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南二丁目4番22号) 株式会社エディオン 大阪支店 (大阪市北区堂島一丁目5番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,961,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 上記発行数は、平成25年8月26日(月)開催の取締役会において決議された第三者割当による新株式発行に係る募集株式数6,340,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数2,621,000株の合計であります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本第三者割当」という。)は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて行われるものであり、そのうち自己株式の処分は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称および住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当	新株式発行	6,340,000株	3,531,380,000	1,765,690,000
	自己株式の処分	2,621,000株	1,459,897,000	
一般募集				
計(総発行株式)		8,961,000株	4,991,277,000	1,765,690,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。なお、本第三者割当による自己株式の処分に係る払込金額は、資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
557	278.5	100株	平成25年9月11日(水)	該当事項なし	平成25年9月11日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本第三者割当による自己株式の処分に係る払込金額は、資本組入れされません。

3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で本第三者割当に関する「総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、

4 払込期日までに、割当予定先との間で「総数引受契約」を締結しない場合は、本第三者割当は行われないうこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エディオン 管理本部	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱東京UFJ銀行 中之島支店	大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行及び処分諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,991,277,000	150,000,000	4,841,277,000

(注)1 払込金額の総額、発行及び処分諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本第三者割当による新株式発行及び本第三者割当による自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。

2 発行及び処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行及び処分諸費用の内訳は、登記関連費用、弁護士及び財務アドバイザー費用等の概算であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,841,277,000円については、リフォーム事業拡大に関連する投資に充当することを予定しております。具体的には、平成26年9月までに約4,341,277,000円を新規出店及びリフォーム関連店舗改装費用として、事業年度第12期有価証券報告書(平成25年6月28日提出)において重要な設備の新設等として開示しております新設等の店舗に係る投資(東海地区2店舗、関西地区6店舗、中国地区3店舗、四国地区1店舗で投資予定総額11,595百万円)の一部に充当する予定です。残りの約500,000,000円は、リフォーム関連システム改修費(リフォーム内容をお客様によりご理解いただく為のアプリケーションの追加開発およびシステムの強化、現行のリフォーム関連システム(商談から工事管理)と本部基幹システムとの連動等)に充当することを予定しております。

なお、調達資金を実際に支出するまでの間は当社取引銀行口座において管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要		
名称	株式会社LIXILグループ	
本店の所在地	東京都江東区大島二丁目1番1号	
直近の有価証券報告書等の提出日	平成25年6月24日	第71期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)有価証券報告書提出
	平成25年8月9日	第72期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)四半期報告書提出
b 提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成14年に株式会社デオデオと株式会社エイデンの持株会社として設立し、平成23年10月にエディオングループの統合(株式会社エディオンへの子会社合併による一本化)により、関東地方の「イシマル」、中部地方の「エイデン」、近畿地方の「ミドリ」、中国・四国・九州地方の「デオデオ」を運営する事業会社となりました。

平成24年10月、ストアブランドの統一(家電専門店「イシマル」「エイデン」「ミドリ」「デオデオ」の直営店ストアブランドを「エディオン」に統一)により、家電製品販売を主として行う「エディオン」を展開する当社と、北陸・北海道地方にて家電製品販売を主として行う「100満ボルト」を展開する株式会社サンキュ、携帯電話事業会社の株式会社エディオンコミュニケーションズ、住宅設備事業会社の株式会社エディオンハウスシステム等の子会社で構成される企業グループとなっております。

当社は、平成18年6月の住生活基本法の成立を受け、次なる成長分野をリフォーム事業(エコ・リビングソーラー事業の一部であり、現在の当社グループの事業セグメント上では家庭電化商品等の販売に属しております。なお、エコ・リビングソーラー事業は、リフォーム、太陽光発電システム、オール電化等の商品や工事等を取り扱う事業です。)と定め、従前より取り組んでおりましたオール電化の販売に加え、平成20年にリフォーム事業への参入を果たしました。平成21年からは太陽光発電システムの販売及び取り付け工事の取扱いも開始いたしました。平成25年3月期の当社のエコ・リビングソーラー事業の売上高は344億円(うちリフォーム事業は125億円)となっておりますが、平成28年3月期には1,022億円(うちリフォーム事業は582億円)まで売上高を増加する計画を立てております。

一方、割当予定先の株式会社LIXILグループは、株式会社LIXILほか事業子会社を統括するホールディングカンパニーであり、家1棟分のあらゆる住宅設備・建材をラインアップし、新築からリフォームまでお客様一人ひとりの豊かで快適な住生活を提案する住まいと暮らしの“総合住生活企業グループ”です。平成25年5月に発表した割当予定先の「中期経営計画LIXIL G-15」では、グループ全体で、国内コア事業においては平成25年3月期1兆91億円の売上高を平成28年3月期に1兆1,350億円まで拡大し、主な内容はリフォームを拡大(2,479億円から3,450億円)する計画となっております。

当社と割当予定先の事業子会社とは、従前より商品仕入れの関係にありましたが、その親会社である割当予定先と事業強化について協議していく中で、当社の課題であった商品提案力と商品開発力の強化及び工事能力の向上を図ることと、割当予定先にとっては販売力の強化を図ることとの意向が一致し、当社及び割当予定先は資本業務提携し、その一環として当社が割当予定先に対する第三者割当を行うことで合意いたしました。

d 割当てようとする株式の数

割当予定先に当社普通株式8,961,000株を割当てる予定です。

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、中長期的に保有する方針である旨の意向を口頭にて確認しております。また、当社は割当予定先との間で、本第三者割当による割当を受ける日（平成25年9月11日）から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供せられることに割当予定先が同意することについての確約書を払込期日までに締結する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の事業年度第72期第1四半期報告書（平成25年8月9日提出）の四半期連結財務諸表により、本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しており、本第三者割当に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、当社としては、割当予定先が株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下、「本取締役会決議日」という。）である平成25年8月26日の直前営業日までの直前1か月間（平成25年7月24日～平成25年8月23日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下、「終値」という。）の平均終値である557円（円未満切捨て）といたしました。

当該払込金額は、本取締役会決議日の直前営業日（平成25年8月23日）の終値である534円に対しては4.3%のプレミアム、同直前3か月間（平成25年5月24日から平成25年8月23日まで）の終値の平均値である540円（円未満切捨て）に対しては3.1%のプレミアム及び同直前6か月間（平成25年2月25日から平成25年8月23日まで）の終値の平均値である496円（円未満切捨て）に対しては12.3%のプレミアムであり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

当該払込金額といたしましたのは、一時的な相場変動及び不安定な株価市況の影響等を考慮し、取締役会決議日の直前営業日の終値に比べて直前1か月間の平均終値とする方が、算定根拠として客観性が高く合理的と判断したためであります。

なお、平成25年8月26日開催の上記取締役会に出席した監査役全員が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当により、割当予定先に対して割当てる株式数は、8,961,000株（議決権数89,610個）であり、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式数105,665,636株に対する割合は8.48%（平成25年3月31日現在の総議決権数1,014,158個における割合は8.84%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社といたしましては、本件の割当予定先との資本業務提携は当社グループの企業価値及び株主価値の向上に繋がるものと考えており、本第三者割当による発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
株式会社LIXILグループ	東京都江東区大島二丁目1番1号			8,961	8.12
エディオングループ社員持株会	大阪市北区堂島一丁目5番17号	8,604	8.48	8,604	7.80
株式会社ダイイチ	広島市中区紙屋町二丁目1番18号	5,449	5.37	5,449	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,307	5.23	5,307	4.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,179	4.12	4,179	3.79
久保 允誉	広島市東区	2,014	1.99	2,014	1.83
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,823	1.80	1,823	1.65
第一生命保険株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,811	1.79	1,811	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,776	1.75	1,776	1.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,692	1.67	1,692	1.53
計		32,659	32.20	41,620	37.71

(注) 1 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、表示単位未満の端数の小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2 当社は、平成25年6月30日現在で自己株式4,128,167株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3 平成25年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

4 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年3月31日現在の総議決権数(1,014,158個)に本第三者割当により増加する議決権数89,610個を加算した1,103,768個で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第1四半期（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）平成25年8月9日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月26日）までに、臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書です。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成25年8月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年8月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社エディオン 東京支店
(東京都千代田区外神田一丁目2番9号)
株式会社エディオン 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南二丁目4番22号)
株式会社エディオン 大阪支店
(大阪市北区堂島一丁目5番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。